



CHUO DIGITAL SOLUTION

第42期 定時株主総会 招集ご通知

・本株主総会へのご出席に関しては、「事前登録制」とさせていただきます。事前登録の方法は2頁をご参照ください。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全と安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前の議決権行使へのご協力をお願い申し上げます。

・株主総会終了後の事業説明会につきましては取りやめさせていただきます。

日時 | 2022年3月25日(金曜日)午前10時
(受付開始予定時刻 午前9時15分)

場所 | 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル 3階 飛竜の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議案 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

第42期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28
株主総会参考書類	34

CDS株式会社

証券コード：2169

株 主 各 位

愛知県岡崎市舞木町字市場46番地
C D S 株 式 会 社
代表取締役社長 芝 崎 雄 太

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施のうえで、昨年同様規模を縮小して開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、安全・安心を最優先に、極力書面により事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。

当日、ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年3月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル 3階 飛竜の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第42期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

本株主総会に関するご連絡事項

本株主総会へのご出席は「事前登録制」とさせていただきます。
ご来場を希望される株主様は、以下の記載をご覧ください、お申込みをお願い申し上げます。

1. ご来場自粛と事前の議決権行使のお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全と安心を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面により事前に議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。

2. 事前登録の方法について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主様のお席の間隔を大きく広げさせていただきます。このため、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少することから、ご入場数に制限を設けさせていただきます。ご出席を希望される株主様におかれましては、以下の事前登録をお願い申し上げます。

登録方法：3月15日（火曜日）午後5時まで専用ウェブサイトにて受付いたします。

専用ウェブサイトを用いた方法に限らせていただきます。

受付専用ウェブサイト

<https://krs.bz/cds42/m?f=1>

スマートフォン・携帯電話からは以下のQRコードを読み取ることでアクセス可能です。



「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ① パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、
- ・ 株主番号（議決権行使書用紙に記載されている8桁の数字）
 - ・ 氏名（ふりがな）
 - ・ メールアドレス
- を入力のうえ、ご登録ください。

- ② 3月15日（火曜日）午後5時までに事前登録をしていただいた株主様を対象に、当社でご来場できる株主の方を抽選させていただきます。抽選結果につきましては、3月17日（木曜日）にメールにてご通知いたします。

ご注意事項

- ・ ご入場には「議決権行使書用紙」と3月17日（木曜日）に別途メールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つが必要となります。（「ご来場確定通知」は印刷してお持ちいただくか、スマートフォン・携帯電話で通知画面を受付にてご提示ください。）
- ・ 「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合にはご入場をお断りさせていただきます。
- ・ 登録は株主様お一人一度限り有効です。
- ・ 取得した個人情報につきましては、抽選結果のご通知、お問い合わせへのご返信およびご本人の確認のみ利用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
- ・ 受付専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

~~~~~  
事前登録のうえ、当日ご出席の際は、本招集ご通知、議決権行使書用紙および「ご来場確定通知」をお持ちくださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査を行った書類の一部であります。

- ① 連結株主資本等変動計算書
- ② 連結注記表
- ③ 株主資本等変動計算書
- ④ 個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.cds-japan.jp/>)

(添付書類)

## 事業報告

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受けて断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されるなど、厳しい状況で推移してまいりましたが、9月以降感染者数は減少傾向となり、経済活動にも明らかな回復の兆しが見られました。しかしながら一方では、変異株による感染再拡大が懸念されるなど、先行きの不透明感が拭えない状況でもありました。

このような環境のもと、当社グループでは前連結会計年度から引き続きテレワークの実施や社内でのソーシャル・ディスタンスの確保、TV会議の活用といった感染防止策を講じつつ事業活動を行い、同時に諸経費の圧縮にも努めてまいりました。

当社グループは、ドキュメンテーション事業、エンジニアリング事業、技術システム事業の3つの事業を展開し、自動車から各種情報家電、産業機器、FA機器、医療機器、教育関連、物流、食品、水産業、農業、観光、出版など幅広い業界へのサービスを提供しており、グループ各社の特色を組み合わせることで相互に補完し、取引先企業における製品開発から試験・解析・販売・保守やアフターサービスまでのビジネスプロセスの各段階へのサポートを実現可能とする「技術情報統合マネジメント企業」を目指しております。

近年では、IoT、AI、ロボットビジネスをはじめとする新規事業・新規領域の開拓を図っております。8月には連結子会社である株式会社バイナスが同社工場（愛知県稲沢市）内に「協働ロボットセレクションセンター」を開設いたしました。当センターは電機・電子製品を取り扱う企業等との協業体制で運営しており、デモンストレーションを主としたものではなく、協働ロボットを現場へ導入することを目的としたロボットメーカーの比較・検証を行い、実システムの構想までを提供するという、より実践的なロボットセンターとなっております。

当連結会計年度の業績におきましては、第3四半期までは前期比で減収となり苦戦を強いられておりましたが、受注状況は徐々に回復傾向に転じてきたことから、通期の業績は次のとおり増収増益となりました。なお、経常利益の額が営業利益の額を上回っているのは、助成金収入を営業外収益に計上していることによります。

売上高 8,371百万円（前期比6.0%増）  
営業利益 1,045百万円（前期比38.9%増）  
経常利益 1,264百万円（前期比30.6%増）  
親会社株主に帰属する当期純利益 828百万円（前期比19.6%増）

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。（各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含みます。）

#### （ドキュメンテーション事業）

第2四半期までは前期比で減収となっておりますが、取引先が属する業界によって温度差は見られたものの徐々に受注状況が回復してきたことにより、売上高は2,908百万円（前期比6.4%増）、営業利益は787百万円（前期比21.0%増）の増収増益となりました。

#### （エンジニアリング事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、民間の設備関係の受注は伸び悩みましたが、教育関係の受注が増加したことにより、売上高2,050百万円（前期比28.6%増）、営業利益501百万円（前期比78.0%増）の増収増益となりました。

#### （技術システム事業）

主要な取引先である自動車業界において、生産台数の落ち込みに起因するコスト削減の動きがあったことにより、売上高3,470百万円（前期比3.8%減）、営業利益400百万円（前期比2.7%減）の減収減益となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において当社および連結子会社が行った設備投資の総額は42百万円であります。

## 3. 資金調達の状況

当社および連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、借入金残高は前連結会計年度末より280百万円増加しております。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

| 区分                       | 第39期<br>2018年12月期 | 第40期<br>2019年12月期 | 第41期<br>2020年12月期 | 第42期<br>2021年12月期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (百万円)                | 9,155             | 10,665            | 7,900             | 8,371                          |
| 経常利益 (百万円)               | 1,288             | 1,554             | 968               | 1,264                          |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益(百万円) | 853               | 993               | 693               | 828                            |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 125.18            | 145.66            | 101.62            | 121.53                         |
| 総資産 (百万円)                | 7,861             | 8,892             | 8,321             | 9,398                          |
| 純資産 (百万円)                | 5,603             | 6,284             | 6,585             | 7,080                          |

#### 5. 対処すべき課題

##### (1) 3カ年中期連結経営計画

中・長期的戦略の柱として、3カ年の中期連結経営計画を策定しております。この計画のキーワードは、『独自性の確立によるグローバルソリューションカンパニーを目指す』としております。

具体的には、「変化の激しい経営環境に対応するグループ経営の実現」、「ドキュメンテーション事業における着実な成長戦略の遂行」、「エンジニアリング事業における新たなビジネスモデルの確立」、「技術システム事業における事業領域の拡大」、「将来を見据えた人材育成と働き方の継続整備」を進めてまいります。

##### (2) 海外への展開

海外子会社としてドキュメンテーション事業を営んでいるSAS SB Traduction (本社 フランス)において、事業活動の強化を図っております。

今後の海外事業については、引き続きこのSAS SB Traductionを核と位置づけ、再構築を行ってまいります。



(3) 人材確保・育成

当社グループが継続的に事業を拡大するためには、安定的な人材の確保が不可欠であります。ウィズコロナ時代に向けた新たな組織体制の構築を目指して人材を確保するとともに、成長戦略の実現に必要な人材育成を着実に進めるほか、人材構成の変化にあわせ多様化を積極的に推進してまいります。

6. 重要な子会社の状況

| 名称                | 資本金        | 出資比率 | 主要な事業内容                              |
|-------------------|------------|------|--------------------------------------|
| 株式会社MCOR          | 165百万円     | 100% | 技術システム開発                             |
| 株式会社バイナス          | 50百万円      | 100% | ロボット・システムの製造、FAエンジニアリング、メカトロ教材の製造・販売 |
| SAS SB Traduction | 200,000ユーロ | 100% | 技術マニュアル多言語翻訳、ソフトウェアローカリゼーション         |
| 株式会社東輪堂           | 40百万円      | 100% | 多言語マニュアル制作、各種翻訳                      |
| 株式会社PMC           | 30百万円      | 100% | 取扱説明書、各種マニュアル、カタログ等制作                |

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                      |                    |
|--------------------------------------|--------------------|
| 特定完全子会社の名称                           | 株式会社MCOR           |
| 特定完全子会社の住所                           | 愛知県岡崎市北野町字二番訳124-1 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 2,200百万円           |
| 当社の総資産額                              | 8,732百万円           |

## 7. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

| 事業区分         | 主要な事業内容                                                                                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ドキュメンテーション事業 | 製造メーカー等における技術資料に係るWebコンテンツ、3D-CGアニメーション、eラーニング等のドキュメンテーション（取扱説明書、サービスマニュアル、パーツマニュアル、作業要領書、教育資料、セールス・技術プレゼン等）を日本語あるいは多言語で制作する事業およびこれに付随する事業 |
| エンジニアリング事業   | 製造メーカー等の商品開発・生産技術分野における製品設計・設備設計等の3D-CADによる支援およびこれに付随する解析・データ変換・データ管理・FA支援等の事業および「ロボット+周辺装置」の次世代生産システム開発事業、FA教育システムの販売および教育支援事業            |
| 技術システム事業     | コンピュータシステムの開発・運用および企画・コンサルティング事業                                                                                                           |

## 8. 主要な営業所（2021年12月31日現在）

### (1) 当社

本社 （愛知県岡崎市舞木町字市場46番地）

支社 東京支社（東京都港区）、名古屋支社（名古屋市西区）

関西支社（大阪市北区）、広島支社（広島市南区）

松本支社（長野県松本市）

（注）名古屋支社は2022年1月1日に名古屋オフィスへ名称変更しております。

### (2) 子会社

株式会社MCOR 愛知県岡崎市

株式会社バイナス 愛知県稲沢市

SAS SB Traduction フランス共和国クレルモンフェラン市

株式会社東輪堂 東京都港区

株式会社PMC 東京都港区

## 9. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

### （1）企業集団の従業員の状況

| 事業区分         | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|------|-------------|
| ドキュメンテーション事業 | 290名 | 18名減        |
| エンジニアリング事業   | 91名  | 6名減         |
| 技術システム事業     | 300名 | 5名減         |
| 全社（共通）       | 26名  | 1名減         |
| 合計           | 707名 | 30名減        |

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーおよび派遣社員）および休職者は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

### （2）当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 291名 | 20名減      | 36.4才 | 11.6年  |

- （注）従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーおよび派遣社員）および休職者は含んでおりません。

10. 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

| 借入先         | 借入金残高  |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 250百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 230百万円 |
| 株式会社名古屋銀行   | 160百万円 |
| 岡崎信用金庫      | 60百万円  |
| 株式会社愛知銀行    | 50百万円  |

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## II 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 19,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,924,400株 (自己株式104,214株を含む)
3. 株主数 19,268名
4. 大株主 (上位10名)

| 株主名                                                                       | 持株数      | 持株比率   |
|---------------------------------------------------------------------------|----------|--------|
| しばぎき株式会社                                                                  | 900,000株 | 13.20% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                  | 626,200株 | 9.18%  |
| CDS従業員持株会                                                                 | 470,055株 | 6.89%  |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 299,125株 | 4.38%  |
| 芝崎 雄太                                                                     | 177,200株 | 2.60%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                       | 141,700株 | 2.08%  |
| 株式会社愛知銀行                                                                  | 140,000株 | 2.05%  |
| 芝崎 基次                                                                     | 122,000株 | 1.79%  |
| CDS役員持株会                                                                  | 118,872株 | 1.74%  |
| 芝崎 恭子                                                                     | 92,000株  | 1.35%  |

(注) 1. 自己株式 (104,214株) については、上記の大株主より除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式に関する事項  
該当する事項はありません。
6. その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

## III 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
2. その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 地位      | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 芝崎 晶紀 | 株式会社MCOR 取締役相談役<br>株式会社バイナス 取締役相談役<br>株式会社東輪堂 代表取締役会長<br>株式会社PMC 取締役会長<br>朝日インテック株式会社 社外取締役                  |
| 代表取締役社長 | 芝崎 雄太 | ドキュメンテーション事業推進本部長<br>株式会社MCOR 取締役<br>株式会社バイナス 代表取締役会長<br>株式会社東輪堂 取締役<br>株式会社PMC 取締役<br>SAS SB Traduction 取締役 |
| 常務取締役   | 和田 隆  | ドキュメンテーション事業推進本部副本部長<br>株式会社東輪堂 代表取締役社長<br>株式会社PMC 取締役                                                       |
| 取締役     | 中嶋 國雄 | 経理・財務部長<br>株式会社MCOR 取締役<br>株式会社PMC 監査役                                                                       |
| 取締役     | 高橋 哲也 | ドキュメンテーション事業推進本部副本部長<br>兼 関西支社長                                                                              |
| 取締役     | 渡辺 互  | エンジニアリング事業推進本部長<br>株式会社バイナス 代表取締役社長                                                                          |
| 取締役     | 太田 晃  | 技術システム事業推進本部長<br>株式会社MCOR 代表取締役社長                                                                            |
| 取締役     | 舞田 浩子 | ドキュメンテーション事業推進本部副本部長<br>兼 名古屋支社長                                                                             |
| 取締役     | 伊藤 善文 | 旭産業株式会社 社外取締役                                                                                                |
| 取締役     | 鎌田 俊  |                                                                                                              |
| 取締役     | 岩堀 剛士 |                                                                                                              |
| 常勤監査役   | 伏見 眞  |                                                                                                              |
| 監査役     | 山崎 達彦 |                                                                                                              |
| 監査役     | 埴岡 登  |                                                                                                              |

- (注) 1. 伊藤善文氏、鎌田俊氏および岩堀剛士氏は、社外取締役であります。
2. 山崎達彦氏および埴岡登氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鎌田俊氏および岩堀剛士氏、監査役山崎達彦氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所へ届け出ております。
4. 当社と社外取締役および社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役いずれも、金2百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
5. 2021年3月26日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。
- ・芝崎晶紀氏は、代表取締役社長から代表取締役会長に就任しております。
  - ・芝崎雄太氏は、取締役副社長 社長補佐 兼 ドキュメンテーション事業推進本部長から代表取締役社長 兼 ドキュメンテーション事業推進本部長に就任しております。
6. 鎌田俊氏は、J M T C エンザイム株式会社の2021年7月1日付吸収合併により、同社の代表取締役社長を退任しております。
7. 2022年1月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- ・和田隆氏は、ドキュメンテーション事業推進本部副本部長からドキュメンテーション事業推進本部東日本統括に就任しております。
  - ・高橋哲也氏は、ドキュメンテーション事業推進本部副本部長 兼 関西支社長からドキュメンテーション事業推進本部西日本統括 兼 関西支社長 兼 広島支社長に就任しております。
  - ・舞田浩子氏は、ドキュメンテーション事業推進本部副本部長 兼 名古屋支社長からドキュメンテーション事業推進本部中日本統括 兼 松本支社長に就任しております。

(ご参考) 取締役の専門性および経験 (スキルマトリックス)

| 地位      | 氏名    | 特に期待する分野・スキル |    |    |      |                          |       |
|---------|-------|--------------|----|----|------|--------------------------|-------|
|         |       | 経営           | 営業 | IT | 財務会計 | コンプライアンス/<br>コーポレートガバナンス | グローバル |
| 代表取締役会長 | 芝崎 晶紀 | ○            | ○  |    |      | ○                        |       |
| 代表取締役社長 | 芝崎 雄太 | ○            | ○  | ○  |      | ○                        |       |
| 常務取締役   | 和田 隆  | ○            | ○  |    |      | ○                        | ○     |
| 取締役     | 中嶋 國雄 |              |    |    | ○    | ○                        |       |
| 取締役     | 高橋 哲也 |              | ○  | ○  |      |                          |       |
| 取締役     | 渡辺 亙  | ○            | ○  |    |      |                          |       |
| 取締役     | 太田 晃  | ○            | ○  | ○  |      |                          |       |
| 取締役     | 舞田 浩子 |              | ○  | ○  |      |                          |       |
| 社外取締役   | 伊藤 善文 | ○            |    | ○  |      | ○                        |       |
| 社外取締役   | 鎌田 俊  | ○            |    |    |      | ○                        | ○     |
| 社外取締役   | 岩堀 剛士 |              | ○  |    | ○    | ○                        |       |

## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年11月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、その内容は下記のとおりであります。

#### ①基本方針の内容

取締役の基本報酬(金銭報酬)は、月例の固定報酬とし、役位、職責、会社の業績、業績に対する個人別の貢献度などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

基本報酬の支払いは、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内とする。取締役の退任時に退職慰労金の支払いはしない。

#### ②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬については、取締役会の決議に基づき、代表権を持つ取締役が委任を受け、報酬諮問委員会への諮問を経てその具体的な内容を決定する。

報酬諮問委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長、経理・財務担当取締役および社外取締役で構成し、代表権を持つ取締役から諮問された報酬案について、前記①の決定に関する方針に基づき、審議し答申する。



委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表権を持つ取締役が適していると判断したためであります。

取締役の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第38期定時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は11名（うち社外取締役は3名）です。監査役の報酬限度額は、2008年3月26日開催の第28期定時株主総会において年額12百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

当事業年度においては、2021年3月26日開催の取締役会にて、個別の報酬額について、代表取締役会長 芝崎晶紀に一任する決議がなされております。

なお、当事業年度においては、代表権を持つ取締役が役位、職責、会社の業績、業績に対する個人別の貢献度などを考慮しながら、総合的に勘案して報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は月額報酬のみとしており、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。当事業年度においては、2021年3月26日開催の監査役会にて、個別の報酬額について協議し、決定しております。

## (2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------|----------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 238,916<br>(10,350) | 238,916<br>(10,350) | —<br>(—)    | —<br>(—) | 11<br>(3)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,300<br>(4,500)    | 9,300<br>(4,500)    | —<br>(—)    | —<br>(—) | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 248,216<br>(14,850) | 248,216<br>(14,850) | —<br>(—)    | —<br>(—) | 14<br>(5)             |

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### 3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役伊藤善文氏は、旭産業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>伊藤 善文 | 取締役会に出席（17回中、17回出席）し、企業経営者としての豊富な経験と識見から当社取締役会における意思決定および執行の監督において重要な役割を果たしております。同氏の経験を活かした多角的な視点による意見や提案を積極的に行っているほか、当社の事業戦略に関して指導・助言も行っております。また経営会議にも出席しております。 |
| 取締役<br>鎌田 俊  | 取締役会に出席（17回中、17回出席）し、企業経営者としての豊富な経験と識見から当社取締役会における意思決定および執行の監督において重要な役割を果たしております。同氏の経験を活かした多角的な視点による意見や提案を積極的に行っているほか、当社の事業戦略に関して指導・助言も行っております。また経営会議にも出席しております。 |
| 取締役<br>岩堀 剛士 | 取締役会に出席（17回中、17回出席）し、前職で培われた豊富な経験と識見から当社取締役会における意思決定および執行の監督において重要な役割を果たしております。同氏の経験を活かしコンプライアンスやガバナンスをはじめとする指導・助言を行っております。また経営会議にも出席しております。                     |
| 監査役<br>山崎 達彦 | 監査役会に出席（13回中、13回出席）するとともに、取締役会に出席（17回中、17回出席）いたしました。企業経営者としての豊富な経験と識見から、監査役会および取締役会において、適宜、質問および意見表明を行っております。また、経営会議にも出席しております。                                  |
| 監査役<br>埴岡 登  | 監査役会に出席（13回中、13回出席）するとともに、取締役会に出席（17回中、16回出席）いたしました。前職で培われた豊富な経験と識見から、監査役会および取締役会において、適宜、質問および意見表明を行っております。また、経営会議にも出席しております。                                    |

#### 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社では役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その概要は次のとおりであります。

- (1) 被保険者の範囲  
当社の会社法上の取締役および監査役ならびに、子会社の設立国の法律により、これらの者と同様の地位にある者であります。
- (2) 補償地域と保険期間  
補償地域は全世界、保険期間は2022年1月1日から2023年1月1日であります。
- (3) 補償対象  
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）および現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用を補償対象としております。
- (4) 役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置  
公序良俗に反する以下の行為を免責としております。
  - ①役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
  - ②役員の犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行った行為
  - ③役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
  - ④役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
  - ⑤違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称 かがやき監査法人

(注) 2021年3月26日開催の第41期定時株主総会においてかがやき監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         | かがやき監査法人 | EY新日本有限責任監査法人 |
|-----------------------------------------|----------|---------------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 26,000千円 | 1,200千円       |
| 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 | 1,200千円       |

- (注) 1. 当連結会計年度に前任監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対して引継ぎ業務に係る報酬1,200千円を支払っております。
2. 当社とかがやき監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

### 3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法、公認会計士法の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があった場合、監査役会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるかがやき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。

会計監査人による監査契約の履行に伴い生じた当社の損害について、当該会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中に当社から支払われる報酬の額に2を乗じて得た額を当社に対する損害賠償責任の限度額とする。

## VI 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・企業行動規範を制定し、役職員全員が法令等を遵守して業務を執行する。
- ・社外取締役、社外監査役を選任し、経営の透明性を高める。
- ・内部監査室による監査を実施し、順法性等を確保する。

### 2. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスクマネジメント規則」に基づき、リスクマネジメント委員会が企業集団におけるリスクを抽出し、重要性に応じて適切な対応策を策定・実施する。
- ・機密情報管理規則および個人情報保護管理規則を定め、機密情報の管理、個人情報の保護に努め、情報リスクによる経営的損失を未然に防ぐ体制を確保する。
- ・販売管理規則および与信管理規則を定め、信用リスクの許容範囲を明確化し、損失拡大を防止する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規則に基づき適切に保存し管理する。
- ・取締役および監査役はこれらの文書を常時閲覧できる体制とする。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月開催の取締役会で、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行う。
- ・経営計画を決定し、職務執行の目標を明確にして、経営効率の維持・向上を図る。
- ・役員、部・支社長等で構成する経営会議を毎月開催し、経営計画の進捗状況の検証等を行う。

### 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社管理規則を定め、企業集団における業務の適正な運用を確保する。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社の取締役又は使用人が、子会社の取締役又は監査役を兼任し、当該取締役等から子会社の職務執行状況について報告を受ける。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることおよび、法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他重要な会議に出席することで、業務執行状況の監督を行う。
- ・内部監査室が子会社の内部監査を行い、業務の適正性を検証する。

## 6. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・金融商品取引法の定めにより、全社レベルおよび業務プロセスレベルの統制活動を確保する体制を整備し、適切に運用する。
- ・全社レベルおよび業務プロセスレベルの統制活動の運用状況を定期的に評価し、継続的に改善を図る。

## 7. 監査に関する体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役が職務執行のために補助使用人を求めた場合は、必要な使用人を配置する。

(2) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人については、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないよう、独立性を確保する。

(3) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

(4) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・当社および子会社の取締役および使用人は、経営会議等において、監査役から報告を求められた場合は、当該事項を報告する。
- ・関係会社管理規則に基づき、子会社から提出・報告された事項は、随時監査役へ報告をする。
- ・監査役は、当社および子会社の取締役と定期的にヒアリングを実施する。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

(6) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手續きに係る方針

- ・当社は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、毎月開催される取締役会および経営会議に出席し、重要な経営事項について報告を受け業務執行状況を確認するとともに、代表取締役をはじめ取締役と定期的に意見交換の機会を設ける。
- ・監査役は定期的に、内部監査室からは内部監査に関する報告を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

## 8. 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・企業行動規範の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を社員に対して周知徹底する。
- ・反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、新規に取引を開始する際の取引先調査や社内決裁基準の強化等により、その防止を図る。
- ・愛知県企業防衛対策協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃からの対応体制を整備する。
- ・万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

## 9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムに基づき、第42期事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

- ・取締役は、取締役会を17回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。また、役員、部・支社長等で構成する経営会議を12回開催し、経営計画の進捗状況の検証等を行っております。

なお、取締役11名のうち3名は社外取締役、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、社外取締役および社外監査役は取締役会および経営会議に出席し随時必要な意見表明をしており、経営の透明性は十分確保される体制となっております。



## (2) 損失の危険の管理

- ・当事業年度においては、従業員の多様なワークライフバランスを維持しながら業務の効率化・生産性の向上をめざした新たな働き方、さらには非常時の事業継続計画(BCP)の対策手段として導入した在宅勤務制度の利用率向上を行いました。

また新型コロナウイルスワクチン接種を希望する従業員に対し就業時間内であっても接種を受けることを認め、ワクチンの接種率を上げることで、従業員の健康管理に努めました。なお、法令遵守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、定期的に開催しておりますリスクマネジメント委員会において、把握、管理を行っております。

## (3) 当社グループにおける業務の適正化

- ・子会社の取締役又は監査役を兼任した当社の取締役等が、当該子会社の取締役会の他重要な会議に出席し、業務執行状況の監督実施と、子会社の取締役が、当社の取締役会および経営会議に出席し、子会社の職務執行状況について報告を行っております。

また、監査役は子会社取締役との定期的なヒアリングの実施と、内部監査室と連携し、当社と子会社の業務の効率化、適法性および妥当性の監査を行っております。

## (4) 監査役監査の実効性確保

- ・監査役は、監査役会を13回開催するとともに、毎月開催される取締役会および経営会議に出席し、重要な経営事項について報告を受け業務執行状況を確認するとともに、代表取締役をはじめ取締役と定期的にヒアリングを実施しております。

また、監査役は定期的に、内部監査室からは内部監査に関する報告を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受け、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

---

この事業報告に記載の金額および株式数については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部         |           |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 6,074,199 | 流 動 負 債         | 2,305,945 |
| 現金及び預金      | 2,540,641 | 支払手形及び買掛金       | 281,669   |
| 受取手形及び売掛金   | 2,683,412 | 短期借入金           | 750,000   |
| 電子記録債権      | 281,077   | 未払金             | 348,205   |
| 商品及び製品      | 51,011    | 未払法人税等          | 273,661   |
| 仕掛品         | 265,715   | 未払消費税等          | 117,331   |
| 原材料及び貯蔵品    | 13,395    | 賞与引当金           | 164,706   |
| その他         | 243,323   | 受注損失引当金         | 265       |
| 貸倒引当金       | △4,378    | 製品保証引当金         | 10,527    |
| 固 定 資 産     | 3,324,797 | その他             | 359,578   |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,685,444 | 固 定 負 債         | 12,165    |
| 建物及び構築物     | 1,608,828 | 退職給付に係る負債       | 7,721     |
| 機械装置及び運搬具   | 61,881    | 資産除去債務          | 4,443     |
| 土地          | 945,794   | 負 債 合 計         | 2,318,110 |
| 建設仮勘定       | 166       | 純 資 産 の 部       |           |
| その他         | 68,774    | 株 主 資 本         | 7,083,205 |
| 無 形 固 定 資 産 | 201,546   | 資 本 金           | 940,327   |
| の れ ん       | 133,237   | 資 本 剰 余 金       | 1,171,768 |
| その他         | 68,309    | 利 益 剰 余 金       | 4,996,795 |
| 投資その他の資産    | 437,805   | 自 己 株 式         | △25,685   |
| 投資有価証券      | 62,988    | その他の包括利益累計額     | △2,318    |
| 繰延税金資産      | 111,006   | その他有価証券評価差額金    | △4,933    |
| その他         | 266,660   | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 2,615     |
| 貸倒引当金       | △2,850    | 純 資 産 合 計       | 7,080,886 |
| 資 産 合 計     | 9,398,997 | 負 債 純 資 産 合 計   | 9,398,997 |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上              |         | 8,371,262 |
| 売上              |         | 5,739,758 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,631,504 |
| 営業外収益           |         | 1,585,537 |
| 営業外収益           |         | 1,045,966 |
| 受取利息            | 26      |           |
| 受取配当金           | 1,887   |           |
| 助成金収入           | 220,766 |           |
| 確定拠出年金返還        | 1,267   |           |
| 売却電             | 2,444   |           |
| その他             | 4,279   | 230,672   |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 2,246   |           |
| 為替換             | 6,335   |           |
| 減価償却            | 831     |           |
| その他             | 2,044   |           |
| 経常利益            | 414     | 11,871    |
| 特別利益            |         | 1,264,768 |
| 特定資産売却益         | 7,942   | 7,942     |
| 特定資産除却損         | 3,062   | 3,062     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,269,648 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 443,427 |           |
| 法人税等調整額         | △2,656  | 440,771   |
| 当期純利益           |         | 828,876   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 828,876   |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部       |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産   | 2,629,545 | 流 動 負 債       | 797,488   |
| 現金及び預金    | 1,604,111 | 買掛金           | 60,328    |
| 受取手形      | 51,808    | 短期借入金         | 320,000   |
| 電子記録債権    | 200,774   | 未払金           | 191,400   |
| 売掛金       | 562,041   | 未払費用          | 6,610     |
| 仕掛品       | 78,818    | 未払法人税等        | 43,440    |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,797     | 未払消費税等        | 51,484    |
| 前払費用      | 39,057    | 前受金           | 11,072    |
| その他       | 91,136    | 預り金           | 64,465    |
| 固 定 資 産   | 6,103,194 | 賞与引当金         | 27,097    |
| 有形固定資産    | 2,574,490 | その他           | 21,589    |
| 建物        | 1,478,220 | 固 定 負 債       | 200,000   |
| 構築物       | 94,638    | 関係会社長期借入金     | 200,000   |
| 機械及び装置    | 24,347    | 負 債 合 計       | 997,488   |
| 車両及び運搬具   | 4,155     | 純 資 産 の 部     |           |
| 工具、器具及び備品 | 27,997    | 株 主 資 本       | 7,740,185 |
| 土地        | 945,130   | 資本金           | 940,327   |
| 無形固定資産    | 23,089    | 資本剰余金         | 1,171,768 |
| ソフトウェア    | 18,043    | 資本準備金         | 895,327   |
| 借地権       | 800       | その他資本剰余金      | 276,441   |
| その他       | 4,245     | 利益剰余金         | 5,653,776 |
| 投資その他の資産  | 3,505,615 | 利益準備金         | 11,250    |
| 投資有価証券    | 62,988    | その他利益剰余金      | 5,642,526 |
| 関係会社株式    | 3,251,875 | 別途積立金         | 700,000   |
| 関係会社長期貸付金 | 13,051    | 繰越利益剰余金       | 4,942,526 |
| 繰延税金資産    | 27,900    | 自 己 株 式       | △25,685   |
| その他       | 152,650   | 評価・換算差額等      | △4,933    |
| 貸倒引当金     | △2,850    | その他有価証券評価差額金  | △4,933    |
| 資 産 合 計   | 8,732,740 | 純 資 産 合 計     | 7,735,252 |
|           |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 8,732,740 |

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,653,073 |
| 売上原価         | 1,745,266 |
| 売上総利益        | 907,806   |
| 販売費及び一般管理費   | 729,959   |
| 営業利益         | 177,847   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 233       |
| 受取配当金        | 646,887   |
| 受取賃貸料        | 91,309    |
| 助成金の収入       | 89,207    |
| その他          | 10,581    |
| 合計           | 838,218   |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 2,950     |
| 貸与資産減価償却費    | 81,679    |
| 貸与資産費用       | 19,242    |
| その他          | 6,854     |
| 合計           | 110,727   |
| 経常利益         | 905,339   |
| 特別利益         |           |
| 固定資産売却益      | 7,542     |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 2,358     |
| 税引前当期純利益     | 910,523   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 100,860   |
| 法人税等調整額      | 4,477     |
| 当期純利益        | 805,184   |

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

CDS株式会社  
取締役会 御中

かがやき監査法人  
名古屋事務所

|             |       |     |     |
|-------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 稲 垣 | 靖   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 林   | 幹 根 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |     |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CDS株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CDS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月15日

CDS株式会社  
取締役会 御中

かがやき監査法人  
名古屋事務所

|                        |       |     |     |
|------------------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 稲 垣 | 靖   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 林   | 幹 根 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CDS株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ががやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

CDS株式会社 監査役会

|       |        |
|-------|--------|
| 常勤監査役 | 伏見 眞 ㊟ |
| 社外監査役 | 山崎達彦 ㊟ |
| 社外監査役 | 埴岡 登 ㊟ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第42期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金31円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は211,425,766円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

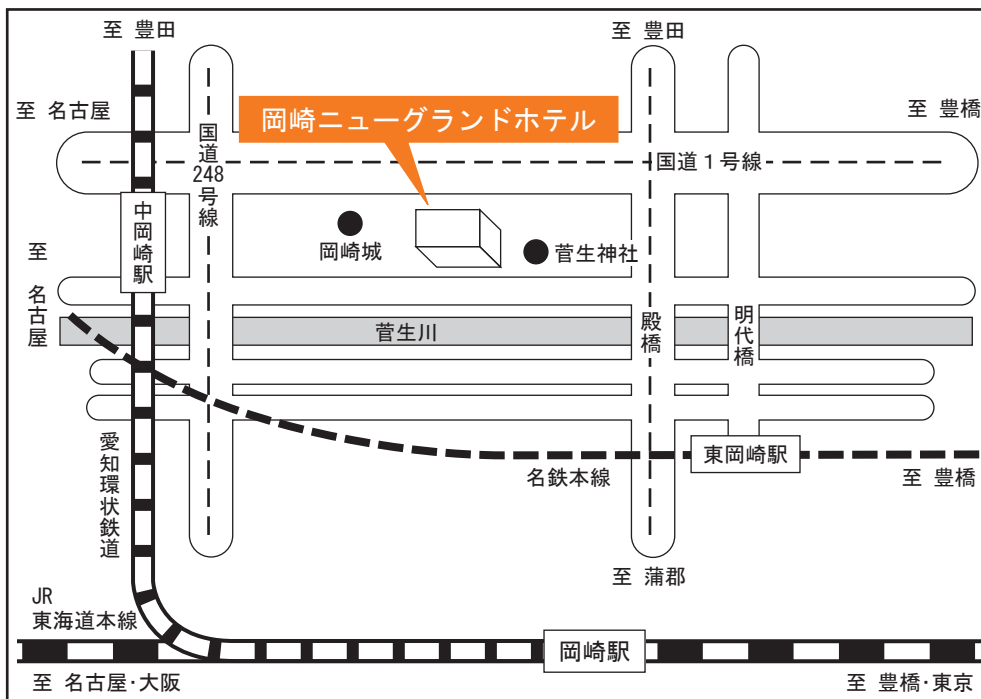
| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                    | 変 更 案        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>（削 除）</p> |





# 株主総会会場ご案内図

岡崎ニューグランドホテル  
3階 飛竜の間  
愛知県岡崎市康生町515番地33  
TEL 0564-21-5111



## 交通のご案内

- ・名鉄本線東岡崎駅から徒歩約10分
- ・JR東海道本線岡崎駅から車で約10分
- ・愛知環状鉄道中岡崎駅から徒歩約10分

駐車場には限りがございますので可能な限り公共交通機関をご利用のうえ、会場にお越しくださいますようお願い申し上げます。